

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例施行規則を次のとおり公布する。
令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第23号

鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鴨川市立国保病院使用料及び手数料条例（令和7年鴨川市条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のもの等)

第2条 条例別表文書の部に掲げる医師の証明を要する診断書、証明書等であって、複雑な程度のもので規則で定めるものは、次項各号及び第3項各号に掲げるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 障害者手帳の交付申請に係るもの
- (2) 障害又は後遺症の認定に係るもの
- (3) 年金の受給に係るもの
- (4) 自動車賠償責任保険に係るもの
- (5) 生命保険又は損害保険に係るもの
- (6) 臨床調査個人票
- (7) 前各号に掲げるものに類するもの

2 条例別表文書の部に掲げる医師の証明を要する診断書、証明書等であって、通常程度のものとして規則で定めるものは、次項各号に掲げるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 鴨川市立国保病院の所定の様式のもの
- (2) 銃砲所持許可等に係るもの
- (3) 診療報酬明細書
- (4) 安房地域介護・福祉サービス共通診断書
- (5) 前各号に掲げるものに類するもの

3 条例別表文書の部に掲げる医師の証明を要する診断書、証明書等であって、軽易な程度のものとして規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 福祉用具貸与例外給付に係るもの
- (2) 前号に掲げるものに類するもの

(原価又は実費を基礎として市長が別に定める額)

第3条 条例別表その他の部に掲げる原価又は実費を基礎として市長が別に定める額は、別表のとおりとする。

(その他)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

使用料等を徴収する事項			使用料等の額
死後の処置			11,000円
歯科	予防歯科	機械的歯面清掃	11,000円
		エアフロー	3,300円

	ホワイトニング（ホームブリーチング薬剤4本付き）	18,700円
	ホワイトニング追加薬剤（1本）	5,500円
	フッ素塗布（トレー法）	1,100円
歯冠修復（インレー及びアンレー）	金合金（ゴールドインレー）（単純なもの）	38,500円
	金合金（ゴールドインレー）（複雑なもの）	49,500円
	E. MAXインレー、ジルコニアインレー（単純なもの）	60,500円
	E. MAXインレー、ジルコニアインレー（複雑なもの）	71,500円
	ハイブリットセラミックインレー（単純なもの）	22,000円
	ハイブリットセラミックインレー（複雑なもの）	27,500円
支台築（ファイバーコア）		16,500円
全部被覆冠	ゴールドクラウン	66,000円
	メタルボンドクラウン（金銀パラ）	104,500円
	オールセラミックスクラウン（eMAXクラウン）	115,500円
	オールジルコニアクラウン	104,500円
	ジルコニアボンドクラウン	126,500円
	ハイブリットセラミックジャケットクラウン	49,500円
	テンポラリー（プロビジョナル）クラウン	3,300円
仮義歯	総義歯	条例別表に規定する健康保険等医療費の額に100分の110を乗じて得た額
	12～14 歯欠損床	
	9～11 歯欠損床	
	5～8 歯欠損床	
	1～4 歯欠損床	
	維持装置及び人工歯	
有床義歯	レジン床総義歯	330,000円
	3／3顎	275,000円
	2／3顎	220,000円
	1／3顎	165,000円
	金属その他材料及び技工	原価
ノンクラスプデンチャー	3／3顎	132,000円
	2／3顎	110,000円
	1／3顎	88,000円
	金属その他材料及び技工	原価
軟質裏装材によるリベース		27,500円
鑄造バー		16,500円

鉤	鋳造	11,000 円
	屈曲	11,000 円
	金属その他材料及び技工	原価
フック・スパー及びステイター・レスト	鋳造	5,500 円
	屈曲	5,500 円
	金属その他材料及び技工	原価
マウスピース	スポーツマウスガード (マウスプロテクター)	16,500 円
	スプリント	11,000 円
	スリープスプリント	44,000 円
CT検査 (撮影及び診断を含む。)		16,500 円
顎顔面用バンテージ		7,700 円
その他		原価又は実費を基礎として別に定める額

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。